

■ 4条1項11号

不服 2019-10781

<本願商標>

「テレフォンマスター」(標準文字)

第9類「電子計算機用プログラム、電子応用機械器具及びその部品・附属品、電気通信機械器具及びその部品・附属品、録音済み及び録画済み記録媒体、通信ネットワークを通じてダウンロード可能な音声・音楽・静止画・動画、レコード、インターネットを利用して受信し及び保存することができる音楽ファイル、インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物、映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント」

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

TELEPHONYMASTER

引用商標：

第9類「電子応用機械器具及びその部品」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号について

ア 本願商標について

本願商標は、「テレフォンマスター」の片仮名を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔で、まとまりよく一体的に表され、これから生じる「テレフォンマスター」の称呼も、無理なく称呼し得るものである。

そして、該文字は、我が国の一般的な辞書にはその記載がないことから、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるものである。

したがって、本願商標は、「テレフォンマスター」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標について

引用商標は、「TELEPHONYMASTER」の欧文文字を横書きしてなるところ、その構成文字は、いずれも同書、同大、等間隔で、まとまりよく一体的に表され、これらの欧文文字に相応して生じる「テレフォニーマスター」の称呼も、無理なく称呼し得るものである。

そして、該文字は、我が国の一般的な辞書にはその記載がないことから、特定の意味合いを想起させることのない一種の造語として認識されるものである。

したがって、引用商標からは、「テレフォニーマスター」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標との類否について検討すると、本願商標は「テレフォンマスター」と片仮名9文字で書した構成からなるのに対して、引用商標は、「TELEPHONYMASTER」と欧文文字15文字で書した構成からなるものであって、両商標は、書体及び構成文字を異にすることから、両商標の外観は、明確に区別し得るものであって、相紛れるおそれのないものである。

つぎに、称呼においては、本願商標より生じる「テレフォンマスター」の称呼と引用商標より生じる「テレフォニーマスター」の称呼とを比較すると、両称呼は、それぞれ8音又は9音で構成されるものであって構成音数が相違し、かつ、4音目の「ン」と4音目及び5音目の「ニー」の音に差異を有することから、両称呼をそれぞれ一連に称呼するときは、全体の語調、語感が異なり、相紛れるおそれのないものである。

さらに、観念においては、本願商標と引用商標とは、いずれも特定の観念を生じないものであるから、比較することはできない。

以上よりすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較することができないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、両者が取引者、需要者に与える印象、記憶等を総合してみれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標と非類似の商標であるから、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「テレフォンマスター」と、引用商標「TELEPHONYMASTER」は、観念において比較することができないとしても、外観及び称呼において相紛れるおそれのないものであるから、両者が取引者、需要者に与える印象、記憶等を総合してみれば、両者は相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

本事件は、近年の審決の傾向に慣れた商標実務家にとっては、さほど意外性のある結論ではないと思います。一見して、審決のとおり、「非類似」であると考えの人がほとんどではないでしょうか。

では、なぜ本事件を取り上げたのかと言うと、本事件のような派生語的な商標については、この程度の類似性であっても、拒絶査定不服審判まで争われていることには注意が必要であるという点を指摘したかったからです。

派生語的な商標については、J-PlatPatを普通に検索するだけでは見落とす可能性がありますので、商標調査の際には要注意です。想像力を働かせて、漏れのないあらゆる検索式のバリエーションを調査時に含められるかどうかという点あたりが、商標調査が上手い人と下手な人の差が出るところかもしれません。

そして、調査において、微妙な類似性がある（けれども、最終的には非類似と判断されるだろうと考えられる）派生語的な先行商標を発見した場合には、調査対象商標をそのまま採用、出願すべきかどうかについて、慎重な検討が必要でしょう。商標とは、最終的に商標登録ができればそれで良いというものではないからです。

なお、近年は非類似と判断される傾向にあるとは考えられますが、本事件のような派生語的な商標が類似と判断された過去の事例もありますので、楽観はせずに、個別のケースごとにしっかりと類似性を検討する必要があるでしょう。

（たとえば、「SNOW PEAK」と「Snowy Peak」は、称呼上聴き誤るおそれがあること、観念上ほぼ同一であること及び外観上近似していることから、外観、称呼及び観念において相紛れるおそれのある類似する商標であると認められる、と判断されています（無効2008-890014）。）

（弁理士 永露 祥生）

<2020年6月3日>